

令和6年度第2回国分寺市障害者地域自立支援協議会 会議録

- 日 時： 令和6年10月10日（木）
午後2時00分～午後4時23分
- 会 場： 国分寺市役所第1・2委員会室

【委員】（敬称略）

- | | |
|------------|--|
| 石渡 和実（会長） | 東洋英和女学院大学大学院 名誉教授
（識見を有する者） |
| 土井 満春（副会長） | 地域共同生活支援センター・レハイム 管理者
（市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者） |
| 佐々木 美知子 | 国分寺市身体障害者福祉協会 理事
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族） |
| 中山 恵子 | 国分寺市手をつなぐ親の会 事務局長
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族） |
| 白木 昭憲 | 国分寺難病の会 会長
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族） |
| 松崎 貴広 | ハッピーテラス国分寺 管理者兼児童発達支援管理責任者
（市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者） |
| 鈴木 七重 | 国分寺市地域活動支援センター虹 施設長
（市内の地域活動支援センターの代表者） |
| 池田 みゆき | 国分寺市障害者就労支援センター センター長
（障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者） |
| 伊佐 素子 | 国分寺市地域活動支援センターつばさ 管理者
（市内の地域活動支援センターの代表者） |
| 毛塚 和英 | 国分寺市地域生活支援センターブラッツ 地域生活支援部長
（市内の地域活動支援センターの代表者） |
| 尾田 史剛 | 国分寺市障害者基幹相談支援センター センター長
（国分寺市障害者基幹相談支援センターの代表者） |
| 山本 剛 | 東京都立武蔵台学園 主任教諭
（教育に関する機関の代表者） |
| 尾形 佳代 | 東京都多摩立川保健所 地域保健推進第二担当
（東京都多摩立川保健所の代表者） |

北邑 和弘 国分寺市社会福祉協議会 事務局次長
(国分寺市社会福祉協議会の代表者)

長畑 達也 国分寺地域包括支援センターもとまち 管理者
(市内の地域包括支援センターの代表者)

小野 政雄 国分寺市民生委員・児童委員協議会 民生委員・児童委員
(国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者)

石井 廣子 第二東京弁護士会 弁護士
(識見を有する者)

土井 直人 地域包括ケア担当 課長
(市の職員)

前田 典人 子ども発達支援担当 課長
(市の職員)

關 友矩 学校教育担当 課長
(市の職員)

【当日欠席委員】(敬称略)

倉林 明彦 はらからの家福祉会 ピアサポーター
(市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族)

菊池 美穂 立川公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官
(障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者)

【事務局】(敬称略)

福祉部長(玉井 理加)

福祉部障害福祉課長(宮外 智美)

福祉部障害福祉課計画係長(伊藤 孝太郎)

福祉部障害福祉課生活支援係長(小池 純子)

福祉部障害福祉課相談支援係長(齊藤 俊介)

福祉部障害福祉課事業推進係長(千田 孝一)

福祉部障害福祉課事業推進係 (豆塚 俊)

国分寺市障害者基幹相談支援センター主任(藤木 佑介)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(江崎 祐子)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(澤内 祐里)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(弾正原 あかね)

司会・進行:石渡 和実(会長)、土井 満春(副会長)

【次第】

1. 開会

- (1) 出欠状況、配付資料の確認

2. 議題

- (1) 相談支援体制の充実・強化について
- (2) 各専門部会の今年度の取組状況について

3. 報告等

- (1) 令和3年度～令和5年度障害者計画等の評価報告について
(障害者施策推進協議会での評価状況)
- (2) 令和6年度に制度改正のあった事業について
- (3) ニュースレターNo.15の発行について
- (4) 国分寺市立こどもの発達センターつくしんぼの児童発達支援センターへの移行について

4. 情報提供等

- (1) 令和6年度障害者週間行事について
- (2) 国分寺市障害者基幹相談支援センター ネットワーク研修・虐待防止研修について
- (3) 万葉の里オープンデイについて
- (4) 精神保健福祉講座について
- (5) 障害者雇用セミナーについて

5. 事務連絡

- (1) 次回開催日程について

次回開催

日時：令和7年3月26日（水）午前9時30分～午前12時

場所：cocobunji プラザ リオンホール A

6. 閉会

【資料】

- 資料 1-1 相談支援体制の充実・強化の取組について
- 資料 1-2 相談支援体制の充実・強化の取組の進捗状況について
- 資料 2-1 令和6年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会活動計画書
- 資料 2-2 令和6年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会中間活動報告書
- 資料 3-1 国分寺市障害者計画実施計画達成状況評価報告書（令和3年度～令和5年度）
- 資料 3-2 国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画達成状況評価報告書（令和3年度～令和5年度）
- 資料 4 令和6年度に制度改正のあった事業について

（周知チラシ等）

- ・ 国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレターNo.15
- ・ ネットワーク研修Ⅱ「共生型サービスを通して高齢分野と障害分野の連携を考える」
- ・ 国分寺市障害者基幹相談支援センター 令和6年度研修予定
- ・ 鼎談型講演会「高次脳機能障害の方の心理面の変化・必要な支援」
- ・ 万葉の里オープンデイ
- ・ 秋のスイーツ&ハンドメイドフェア
- ・ 第8回ぶんじハロウィン

【開会】

石渡会長： これより令和6年度第2回国分寺市障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を開会します。まず、事務局から出欠状況の確認をお願いします。

事務局： 本日の自立支援協議会委員の出欠状況ですが、ハローワークの菊池委員およびはらからの家福社会の倉林委員は所用により欠席の連絡がありました。地域包括ケア担当の土井委員につきましては、遅参して出席の予定です。

資料については、事前確認をお願いしていますので省略します。本日配布の資料は二点です。一つが秋のスイーツ&ハンドメイドフェアのチラシ、もう一つがぶんじハロウィンのチラシです。資料の不足等があればお申し出ください。

次に、自立支援協議会の進行上のお願いについて説明します。本自立支援協議会は会議を原則公開とし、資料及び議事録に関しても原則公開とします。皆さまのご発言を正確に記録するため録音しますので、ご了承ください。また、議事の記録及び会議を円滑に進めるため、発言の際にはマイクシステムのトークボタンを押してマイクを手前に寄せていただき、所属と氏名を述べその後に発言をお願いします。発言が終わりましたら、最後はトークボタンを押しマイクをオフにしてください。本日は傍聴の方もいらっしゃいますのでご承知おきください。

石渡会長： ありがとうございました。本日所用のため16時頃に退席します。その後は土井副会長が進行をします。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いします。

それでは議題に入ります。まず一番目に相談支援体制の充実・強化について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料1-1をご覧ください。今年度の本協議会の年間テーマは、「個々の多様なニ

ズに應えるため、相談支援体制の充実・強化を図る」です。こちらの資料は、前回の協議会で今年度の取組について具体的な取組予定を説明しました。続いて資料1-2をご覧ください。本日は、相談支援体制の充実・強化の取組の進捗状況に関して説明します。大きく分けて6点です。番号1から4は前回説明した取組であり、番号5及び6は今回初めて説明する取組となります。

番号1、他分野との連携・強化に向けての取組は、精神保健福祉部会及びその作業部会である地域移行等支援連絡会において、教育分野や医療分野との連携を進めています。また新たな取組として、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）、地域包括支援センター（以下、「包括」という。）及び基幹相談支援センターで連携会議を開催します。

番号2、主任相談支援専門員連絡会は、相談支援事業所連絡会において主任相談支援専門員がサービス等利用計画の書き方に関して講義を行いました。また、相談支援専門員の現任研修において受講者のフォローを行いました。今後も継続的に主任相談支援専門員の知見を相談支援専門員に伝え、相談支援専門員の質の向上を図ります。

番号3、相談支援体制検討プロジェクトチームに関しては、昨年度中に会議を3回開催しました。相談支援事業所によって運営形態や規模などの状況が異なり、全ての事業所を網羅する総合的な取組は難しいとの判断に至ったことから、市と個々の相談支援事業所との個別の協議に移行し、人員体制の強化に向けた方策の協議を継続的に行っていきます。

番号4、協働型機能強化相談支援体制プロジェクトチームに関しては、複数事業所の協働による機能強化型事業所を開始する予定で準備を進めていました。しかし、複数事業所を取りまとめる核となる事業所があることが望ましいことや、定例会議に兼務している職員も含めて相談支援専門員全員が必ず出席しなければならないという課題があり、現在は活動を休止しています。今後は課題を整理し、どのようにすれば機能強化型事業所を開始できるか検討を続けます。

番号5、相談支援事業所連絡会での新規利用者の受入れです。これまでも自立支援協議会で課題としてあげられている通り、計画相談支援体制が逼迫し、障害福祉サービス等を利用する方が新規で計画相談を受けることが難しく、やむを得ずセルフプランとなる方が多い状況が続いています。その状況を打開するための新たな取組として、新規で計画相談を希望する方が契約する相談支援事業所を見つけられなかった場合に、対応可能な事業所がないか相談支援事業所連絡会で確認する取組を7月より開始しました。取組の具体的な流れとしては、利用者から相談を受けた障害福祉課または相談支援事業所が利用者の意向を確認し同意が得られれば、利用者の情報を基幹相談支援センターから各相談支援事業所へ対応可能な事業所があるかメールで確認をします。メールにて対応可能な事業所が見つからなかった場合は、月1回開催している相談支援事業所連絡会で対応可能な事業所を確認します。これまで本取組を利用することを希望された7名全ての方が、相談支援事業所と契約することができました。本取組を始めて3ヶ月近くが経ちますが、現在は新規で計画相談を希望する方が少ない時期です。今後希望する方が多くなった場合に対応できるかが課題となると思いますが、希望する全ての方が計画相談を利用できるように努めてまいります。

最後に番号6、地域移行に向けた取組です。これまでも精神科病院からの地域生活への移行については、地域移行等支援連絡会で積極的に取り組んできましたが、施設

入所者の地域生活への移行についても具体的なニーズを把握するための調査の実施に向けた検討を相談支援部会で開始しました。まずはニーズ調査を実施し、具体的な地域移行の取組につなげていきます。

石渡会長： 説明ありがとうございました。国分寺市は丁寧にさまざまな活動を展開されていると思います。今の説明と関連して、今年10月から新たな取組として始めた、社協と包括、基幹相談支援センターとの連携会議について、社会福祉協議会の北邑委員、説明と補足をお願いします。

北邑委員： 基幹相談支援センターと包括、社協の連携会議ですが、基幹相談支援センターから呼びかけをいただき10月4日と10月7日で東エリアの包括、西のエリアの包括と2日にわけて行いました。社協からは権利擁護センター、自立生活サポートセンター、地域福祉コーディネーターの担当者が出席しました。

包括からは8050世帯の50の方への対応に苦慮している部分があること、また子のひきこもりや貧困、親への経済的な依存、そのような状況を親が抱え込んでいること、親亡き後の課題について、その方の背景に何らかの障害が隠れていると思われるが本人及び家族にもそのような認識がないため、結果として適切な支援機関につながりにくいことが多く、包括の業務としても負担が大きくなっていることが課題という話がありました。

一方社協では、自立生活サポートセンターから生活困窮者を対象としたその人らしい自立支援において、就労準備事業や居場所としての支援を行っており、これらには何らかの障害があると思われる方が多く参加されていますが、事業やサロン名に障害という名称がついていないことから、比較的その認識がない方でも抵抗なく参加がある状況を報告しました。

8050世帯の相談の中で、子がひきこもり状態にあることを親の困りごととして相談を受けることが多いのですが、子にとっては今現在生活ができていて困りごとがない、困っているという認識をしていないことが多く、このような場合子への関わりを持つ難しさや、信頼関係をつくるのに時間がかかること、また支援者側が捉えている課題の解決につながりにくいことに現場ではジレンマを抱えていることを共有しました。

日々、包括や基幹相談支援センターと連携を図っていますが、今回改めてこのようなテーマをもとに懇談をし、結果が出たわけではありませんが、このような境界にある方への対応は各々の機関の特性や強みをいかし、お互いの役割と支援方針を共有したうえで連携する必要性が高く、今後さらにそのような仕組みを考えていくためにも継続して協議をしていきたいということで、大変意義のある懇談となったことを報告いたします。

石渡会長： ありがとうございました。8050や生活困窮等さまざまな課題が重なり合って、厳しい状況にある方がいるのを感じ、連携の必要性を再認識しました。

それでは、また違う視点から連携に関わっている地域移行支援の連絡会について、尾田委員から報告をお願いします。

尾田委員： 地域移行に向けた取組については大きく二つあると思います。一つは精神科病院からの退院や地域への移行、もう一つは入所施設からの地域生活への移行です。

精神科病院からの地域移行に関しては、精神保健福祉部会に紐づく地域移行等支援連絡会において取組を実施しています。これまでに退院意欲を促進する動画など退院

支援意欲喚起のためのツールを作成してきました。また、精神科病院に入院されている地域移行の対象となる方の情報共有をしています。

今年度は精神科病院との連携について取組を実施しており、地域移行や退院促進に向けてコロナ禍により中断していたピア活動を再開する協議を行っています。コロナ禍の中断により、精神科病院の中にもピア活動について把握していない方も増えているとのことで、まずは病院職員向けにピア活動を知っていただく研修を予定しており、事前の打ち合わせにはピアの方にも参加していただきました。入院している方の退院意欲を引き出すためにも、支援者や医療従事者の方と退院支援・意欲喚起に取り組んでいきたいと考えています。入院が長くなればなるほど、地域に戻ることに對して不安を抱える方も多くいると思います。地域に戻った時にこのような生活ができる、どのような支援が受けられるかという情報をピアの方や研修を通して、安心感を少しでも持っていただき退院意欲につなげていければと考えています。病院側からは積極的な姿勢を示していただいています、一方でコロナの感染防止対策は継続しているという状況があり、その点については十分に配慮した上で取組を進めていきたいと考えています。

二つ目は入所施設からの地域移行に関してです。この点については第1回自立支援協議会において検討が必要ではないかとの意見もいただいています。今後、施設入所者の地域移行に関する具体的なニーズ調査を実施する予定でいます。調査の実施に向けては相談支援部会において、誰を対象に調査するのか、質問項目の内容、調査方法等について検討が始まり、さまざまな意見が既に出ています。例えば長く施設で生活してきた方で、施設での生活が安定している方や高齢の方等は、新しい環境で今以上に心地よく過ごせるかといった意見がありました。また段階的に地域に移行していく体験の場等を体系的につくる必要があるのではないかといった意見もあります。ここで私たちが注意しなければいけないと感じていることは、入所施設が良くないことではないということです。都内でも入所施設が新たにつくられていると聞いています。障害特性ゆえに入所施設が適応しやすい方もいると思います。その方がどこでどのような生活したいと考えているのか、そしてそれを実現できる環境や体制が整備されていることが大事だと感じています。本人の意思決定という部分も絡めて考える必要があると思います。これらの点も含めて、今後相談支援部会の取組の中でより詳細に協議が行われることになると思います。

最後になりますが、精神科病院からの移行も入所施設からの移行も、いずれにしても受け入れる側の地域の体制整備が大きな課題だと捉えています。地域に移行するために、受入れ側としてどのような体制が必要なのか、どのような支援があれば地域でその方を支えていけるのか、居住支援をどのように進めていくのか、もちろん通所先や働く場も必要となります。このようなことを具体的にするためには、相談支援や精神保健の範囲だけでの取組では難しいと考えます。サービス種別や分野を超えて、インフォーマルな支援も含めた議論の場や幅を広げる中で、より具体的な地域での受入れ体制の整備やネットワークの構築が図られる必要があるのではないかと考えます。

石渡会長： 大事なご指摘をありがとうございました。地域移行が進んでいないという話をどこでも聞くのですが、国分寺市はピアの活動や、それから入所施設が悪ではないとおっしゃいましたが、今は入所施設が地域と良い意味でさまざまなつながりを持って新しい展開をしていることを感じています。コロナも少し落ち着いてきていますので、展

開していただけたらと思います。

次に主任相談支援専門員連絡会について、毛塚委員からお願いします。

毛塚委員：

現在、主任相談支援専門員が3名となり、市内の相談支援事業所へのバックアップや相談支援体制の充実・強化に主任相談支援専門員としてできることがないかということに基づき相談支援センターが事務局となり連絡会を開催しています。

月1回、課題の抽出と相談支援事業所連絡会の内容と関連づけるための連絡会を開催しています。相談支援事業所連絡会で何を伝えるか、相談支援専門員が活動する中で大事な部分はどのようなものがあるのかを主任相談支援専門員連絡会でまず検討をし、それを相談支援事業所連絡会で共有しています。またブラッシュアップ研修において、サービス等利用計画の書き方について、ただ書くだけではなく何に主眼をおいて作成するのかを伝える場を設けました。相談支援専門員の仕事は事務仕事が多く、件数をもちにくい印象がある一方、そもそも数をこなせば良いというように考えてしまう節が少しあります。市民の方の生活をサポートする、障害のある市民の方の生活をより良くするための計画相談として、相談支援専門員は何を大事にして計画を立てるのか、計画を書くのかという点を改めて伝えさせていただく機会となりました。

質が向上する中で、より市民の方の計画に対応できる場面もあるのではないかと考えています。引き続き主任相談支援専門員として市内の相談支援専門員のフォローをしながら市民の方の計画に今以上に関わっていきたいと思います。

石渡会長：

ありがとうございました。いろいろな立場で相談に関わっていらっしゃる事が改めてわかりました。お三方は相談を受ける立場としての話でしたが、相談をする立場として、佐々木委員から相談に関してお気づきのことがあればお願いします。

佐々木委員：

相談支援体制に関しては昨年から注目していただき、取組を一生懸命してくださっていると感じています。先ほど報告があったように、計画相談を受けたい方について、ほとんどの方が受けられている状況は大変素晴らしい取組だと感じています。

相談に関しては、緊急を緊急にしない支援というのをこれまでも言っていたと思います。相談はとても幅広い意味を持っていて、来所して相談し解決することもありますし、計画相談という形で自分のプランを考えてもらうケアマネジャーのような相談もありますし、日常的に生活の困りごとを困った時に相談にのるといった生活を支える意味の相談もあると思います。ただ単に人を配置していれば良いということではなく、全体の取組や、先ほど報告にあった施設の取組等と連携していけるものだと思います。相談支援体制に関して満足度を図ることは難しいと思いますが、ニーズ調査等と組み合わせながら取り組んでいただきたいと思います。

身体障害者福祉協会の立場から言わせていただくと、身体障害の方の取組が少し弱いのを常日頃感じています。昔は脳性麻痺といった、生まれながら重度の障害の方が多かったのですが、今は脳梗塞やくも膜下出血等の脳血管障害を理由とする中途障害の身体障害の方が増えており、そのような方は40歳を超えると介護保険の分野に移行して障害分野の取組の中で見落とされていることについて強調しておきたいと思います。

先ほど施設入所サービスに関して調査の話が出ましたが、介護保険を利用する方は有料老人ホーム等に行くことになります。有料老人ホームの括りになった途端に、障害分野の調査等からもれるということがまず一つあります。制度上の問題ですが介護保険になると、介護保険の中では有料老人ホームは居宅と言って地域の中の暮らしと

いう括りになり施設サービスではなくなりまして。先ほど相談にはいろいろな意味があると言いましたが、入所施設や精神科病院に長くいる方が、自分が本当に住みたい場所に住めるかと言う広い意味での居住や相談に関して捉えていただきたいと思います。有料老人ホームに入居している方が本当にそれで良いのか、きちんと相談にのれているのか、それらに関しても取り組んでいただき、身体障害の中途障害の方がもれないように考えていただけるとありがたいと思います。

石渡会長： 大事なご指摘をありがとうございました。介護保険の第2号被保険者が障害分野と離れてしまうことに関して、国分寺市は高齢分野と障害分野が良い連携をしていると思いますがいろいろな問題があります。では中山委員、知的障害分野の立場からはいかがですか。

中山委員： 国分寺市の障害児相談支援事業の現状に大きな不安を感じた当会の会員が先日、厚生労働省の相談支援専門官と話す時間を持ちました。その時の情報は障害福祉課や基幹相談支援センターの皆さまにすでに共有させていただいています。

知的障害や発達障害のある子どもが幼少期にスモールステップで目標を設定し、丁寧な支援を受けられたかどうかは、その後の成長にも大きく影響すること、この時期にじっくり相談できる場所があることは、必要な支援を的確に選択していくために大切であると思うことは前回の協議会でも申し上げました。他の自治体では幼児期や学齢期の保護者から計画相談そのものを知らないという声が聞かれるところもあるようです。国分寺市はしっかり取り組んでくださっているのが大変ありがたいことだと改めて受け止めています。希望しても計画相談を利用できない現状ではありますが、発達の遅れが心配される子どもの保護者に対しては、相談できる場所があること、セルフプランが増えている現状を打開するための取組を行っていることを知らせていただきたいと思います。

障害福祉の現場全体で人手不足も問題となっている現状で、相談支援専門員だけを急に増やすことは相当難しいことだと思います。相談支援の実務経験がなくても相談支援員になれる制度が始まっていると聞きました。事業所の規模や特定の福祉専門資格を持っていることと勤務体系の要件があるようですが、各事業所に当てはまる人材がいるのであれば、相談支援員から相談支援専門員への人材の育成もできると思いますので、配置を検討していただきたいと思いました。

他分野との連携・強化に関しては、知的障害児の保護者からも教育分野との連携を求める声は大きく、児童発達支援センターが障害児福祉の中核的役割を果たすものになることを期待しています。学校との連携については、こども家庭庁など関係部局の担当課長名で通知が出ているとのことですので、通知では効力は低いかもしれませんが、連携を進めるための糸口になれば良いと思います。

また知的障害のある方が高齢になった時、今の通所やグループホームを利用し続けられるのか親はとても不安に思っています。本人の状態の変化に合わせてながら介護保険優先ということにとらわれすぎず、利用するサービスを選んで本人が希望する生活を送って欲しいと親は願っています。高齢分野の方に障害特性を理解していただく機会を設けていただけると良いと思います。

地域移行に関しては、施設入所の知的障害の方には地域の相談支援専門員がついておらず、本人が地域に戻りたい希望があるかを確認することが難しかったり、親も変化を望まないということがあって地域移行が進まないと思います。先ほど報告があっ

たような取組がされていくと良いと思います。

また、地域の障害のある方が入所施設を必要とした時に、遠方の施設への入所を選ばずに市内や近隣の施設で過ごせるよう、施設が整備されると良いと思います。

石渡会長： ありがとうございます。知的障害の場合は、赤ちゃんの時から高齢まで幅広く、各々の課題があることを実感しました。国分寺市はそれに向けての取組ができていると思います。では、民生委員の立場で小野委員、地域のいろいろな声を聴き慣れていると思いますし、先ほどお話があった 8050 の関連も何かありましたらお願いします。

小野委員： 直接関係はないのですが、先日民生委員として埼玉県にある障害者支援施設に社会見学に行きました。感想としては素晴らしく、資金集め等いろいろとご苦労があった中で、施設建設にあたり譲れる所と譲れない所のメリハリをつけて建てられたところに感心しました。国分寺市でもこのような施設ができないかと思いました。

石渡会長： ありがとうございます。障害者支援施設ということですが利用されている方はどのような方が多いのでしょうか。

小野委員： 聞いてみましたが、応募者が少ないということですね入所できるそうです。

石渡会長： ありがとうございます。評価をされている施設とのことです。機会がありましたら皆で見たいと思います。では、相談支援についてさまざまな立場から委員の取組を聞きましたが、自立支援協議会の副会長、またサービス管理責任者といった立場がある土井副会長からご意見も含めてご発言をお願いします。

土井副会長： まず今年度のテーマである相談支援体制の充実・強化に向けて注力して取り組んでいただいていることをありがたいと思います。特に報告がありました、他分野との連携・強化に向けての取組は、どうしても制度と制度との狭間で抜け落ちがちなところの支援のネットをより細やかにすることにつながります。そして、地域移行に向けた取組というのは、より具体的で現実的な地域での暮らしはどのようなものなのか、そのためにどのようなサービスが本当に必要なのか、サービス以外では何が必要なのか、そういった必要性を喚起して地域の福祉力を高めるためのものと思います。

主任相談支援専門員が相談支援体制の強化と地域づくりの推進役として相談支援専門員をバックアップしていただき、有機的につながるとより相談支援体制の充実というものが現実味を帯びてくるのではないかと思います。

相談支援体制の質の面で話しましたが、もう一つは量の面になります。令和8年度中に望まないセルフプランを解消するという大きな目標に向かって取り組んでおり、新たなセルフプランをできる限り防ぐために、新しいケースについては相談支援事業所連絡会で手挙げ方式でギリギリの努力をしていると思います。ただこれは限界に近づいていて、長くは続かない苦しい状況ではないかと思います。

質の向上と相談支援事業所の収支改善に寄与できると考えて協議を始めていた、協働型の機能強化相談支援体制が話を進めたものの実現に至らなかったというのは少し残念に思います。報酬が増額する加算が取れる以上は、当然求められる要件というのはいろいろとあり、特に人員が少ない小規模の事業所にとって全職員の出席が必須となるケース共有会議や事例検討会等、体制の要件を定期的を確認すること等が負担になったのではないかと思います。これは国分寺市だけの問題ではなく、日本の相談支援専門員協会の政策委員会チームが、複数事業所の協働による運営の効果検証のアンケートを実施した報告書がありますが、同様の理由によってこの足を踏むような事業

所が多く数的には進んでいない現状もあります。この連携には協働することのメリットも多くあげられていますので、今回の結果を分析しながら今後も新たな事業所を新たな組合せでチャレンジすることにかかしていただければ良いと考えます。

そして望まないセルフプランの解消に向けては相談支援専門員を増やすしかなく、国分寺市も目標達成に向けて取り組んでいただいていると思いますが、事業所が収支を改善して相談支援専門員を増やそうと思う仕組みをつくっていくことも必要だと思えます。相談支援専門員が短期的に増えても、もう一方で相談支援事業所が縮小撤退してしまい、結果的に市内の相談支援専門員が純増しなかったということが非常に悲しいことと思えます。この短期的な取組もそうですが、これは国の制度も絡んで難しいですが、相談支援に一生懸命取り組んでいる事業所が継続可能となるように、数年スパンの中期的な取組というのにも必要になると思えます。ぜひそのあたりも相談支援事業所の意見を聞きながら、引き続き努力をしていただければありがたいとお願いをさせていただきます。

石渡会長： ありがとうございます。量・質、それから継続といった全体を見渡した上でのまとめをしていただきました。相談支援関連に関していろいろなご意見をいただきましたが、委員の皆さまから何かご発言ある方いらっしゃいますか。さまざまな取組を再確認したところで、まだ思うように行っていない協働型などもありますが、この現状を踏まえてまた次のステップにどのようにしていくかというところを検討いただけたらと思いました。

それでは議題の二番目、各専門部会の今年度の取組状況についてに移ります。各部会からの報告で、相談支援部会の伊佐部会長からお願いします。

伊佐委員： お手元の資料2-2、中間活動報告書の1、2ページをご覧ください。令和6年度 of 取組予定として三点をあげています。3番目の災害対策の取組の活用については、障害のある方向けの防災情報まとめサイトの完成とそれに伴うポスター掲示や紹介カード、ぶんぶんチャンネルでの周知などで一定の成果が見られましたので、今後の検討課題としては一度終了することとしました。

今後力を入れて検討すべき課題としては、相談支援体制の整備と強化の観点から、前回の自立支援協議会で意見がありました二点について検討しています。

第一点は相談支援の質に求めることとしてあげられた、本人の希望が叶うようにいろいろな選択肢が示され、相談しながら計画が立てられることが一番の核になるという意見です。この意見に限らず、令和6年度の報酬改定でも意思決定支援が明確に打ち出されていますので、相談支援部会でも意思決定支援に関する話し合いを行っています。本人の意思をくみ取ることの難しさについては、言葉で表現できない重度の方への支援の場ではもちろんですが、言葉でのコミュニケーションができる方でもその言葉の本当の意図をくみ取る難しさについて委員から意見があがりました。例えば自立したい、結婚したいという発言があったときに、本人が使っている自立や結婚の意味と、周りが考える自立や結婚の言葉のニュアンスが微妙に違うことがあるという場面です。グループホームにおける支援の事例ですが、本人が自立として使っている言葉の意図がお金の使い方は自分で決めたい、または自分のペースで過ごしたいや、結婚の意味は好きな人と一緒にいたいであったりします。言葉に引っ張られると、いきなり自立は無理とか、結婚はできないとのやり取りになってしまいがちですが、本人が何を望んでいるかを丁寧に紐解く時間を設け、その希望に近づくにはどのような工夫

ができるかを考えて日々取り組んでいるとの現場からの報告がありました。また高齢分野からは、認知機能の衰えなどで意思の確認が難しい場合、人や場面が変わった時にどのような変化があるかを関係者で共有し、一貫して同じ内容であれば意思確認を取れたとしているとの報告もありました。各々の現場でこのように丁寧な関わりをしていることが、まさに意思決定支援につながっているのではないかと感じています。

今後もこれらの現場での事例を積み重ねて、より本人に寄り添った意思決定支援にいかせることを共有し、相談支援体制の質の確保に努めたいと考えています。

二点目は、精神保健福祉分野だけではなく知的障害者などの施設入所者の地域移行に関してです。こちらは障害福祉課からニーズ把握のための調査の提案があり、意見交換を行いました。この調査についても前項と同じように言葉の背景を理解しないと、誤った意思確認になってしまう危険性が指摘されています。施設入所を選んだ背景には、決定した時点では近隣に暮らせる場所がなく、家族が必死になって終の棲家を探して決めてきた経緯があります。本人や家族も今現在の暮らしが安定していれば変化を好まないようで、調査に対して地域移行を望まないという回答してしまう懸念の声がありました。施設入所を選択した時点と比較し、現在の社会資源がどのように変化し、暮らしの選択肢がどのように増えたり変化したりという前提なしには、単純に地域移行を望むか望まないかの回答は難しいとの意見が出ました。この課題は相談支援体制だけでは解決できないことでもあります。いくら相談支援体制が整っていても、希望するサービスや社会資源がなければ選択はできません。サービス提供する現場の現状や課題を把握し、検討する場を設けることなしでは地域移行は実現しないと思います。今後の各事業所の努力だけではなく、市全体として地域の社会資源整備にどのように取り組んでいくか、より現場の声を反映できる議論の場を設ける仕組みが必要であると考えます。前回の自立支援協議会でこのような大きなテーマを受け、相談支援部会でも今後も議論を続けていきたいと思えます。

石渡会長： ありがとうございます。難しいことや大事な部分を丁寧に、自立や結婚の捉え方も含めてわかりやすく説明いただきました。意思決定支援や地域移行という大事な課題に関して話がありました。意思決定支援が難しいと言われることが多い知的障害の関連で、中山委員お願いいたします。

中山委員： 知的障害で特に重度の方の意思をくみ取るのは難しく、本人の意思を的確に捉えた上で意思決定しているのか、親でさえ自信が持てず、親が一番本人の権利を侵害しているようなこともあると思うこともあります。グループホームを含む生活の場や日々の通所活動等の場において、本人が意思表示する場面は数限りなくあると思います。

知的障害の方で言葉での説明だけでは理解することが難しい場合は、本人が理解できる方法で情報を提示することや、実際の体験を通じて本人の様子を観察し決定していくプロセスを踏むことが必要になると思います。社会生活において重大な選択をする場面で本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合には、関係者が集まって、本人の意思を推定していく必要があると思います。そのためには、本人の日常生活やサービス提供場面における表情や感情、行動特性などの情報やこれまでの生活史、重大な出来事、人間関係などさまざまな情報を把握していることが大切だと思います。意思決定に時間を要することが想定できると思いますので、急な選択に迫られて本人の意思がおろそかにされてしまうことがないように、計画相談で長期的な計画を立ててさまざまな体験をすすめていくことも有効だと思います。また一般的な価値

観からすると合理的ではないと思う決定でも、他者の権利を侵害しないのであればその選択は尊重するべきとされていますが、その選択が、先ほどあったように経済面など本人の生活に影響を及ぼすことも考えられると思いますので、慎重な判断が求められると思います。保護者は学校の入学、進級、通所など新たなサービス利用の節目ごとにその都度生育歴や本人の様子を書いて提出していますが、一度作成したものに新たな情報を追加していく形で使い続けられるようなものができるとう良いと思います。

石渡会長： 意思決定支援に関して大事な部分を整理していただきありがとうございました。別の場所で重症心身障害者の地域生活を支援している方の話を聞いたのですが、言葉が出ない方の意思決定をどうするかというのは、長い関係性の中で培うということがありました。特定の方でなくてもつながっていることがその方の意思の尊重というところで支援されているということでした。

それでは、弁護士会でも意思決定支援に関してはいろいろと検討してくださっていますが、石井委員お気づきのことがあればお願いします。

石井委員： 意思決定支援がどのようになっているのか、法律的にわかりにくいと思いますので、比較をすると少しピンとくるかということで、海外の事例を紹介します。イギリスでは2005年に意思決定能力法という法律が制定されています。そこでは、他人が意思決定代行することは、本人領域に対する侵犯で、原則的に違法だと言われています。本人の意思決定支援を十分にせず、それでも奏功しない場合のみ独立意思代表人という人が選任されて、その人が意思決定の代わりをするということが整備されています。

日本では成年後見制度があります。成年後見人が選任されるとその後見人が広い裁量を持っており、どの程度本人の意思を尊重してどの程度代わりに決定していくかという基準は正直全くない状況です。その点に関して、成年後見になると、包括的に全ての代理権、取消権が付与されます。保佐の場合は一律でこのようなことに対しては同意権、取消権ありという形になり、個々の方に合わせたこの方にはここまでといったカスタマイズをするというのが、日本の法律ではできないようになっています。そのことに関しては日弁連でももっと意思決定支援原則の理念を考慮すべきではないか、少なくとも定期的な見直しが必要ではといった提言をしています。

決してイギリスのように法律で定めるのが正しいとは思いませんが、もっと意思決定の支援をする立場にあるということ、各々が自覚できるような取組をしていくべきだということで、多摩地域では高齢者障害者委員会が定期的に研修を行い、意思決定支援に関しては弁護士会としても取り組んでいます。今から確か7年前ですが、弁護士多摩支部設立の20周年記念があり、その時のシンポジウムはまさに意思決定支援をテーマにして3時間ほど行いました。意思決定支援に関してこのように取組はしていますが、裁量権を任されている限りは、誰がその後見人に就いたかということに左右されてしまうので、そのあたりをどうするかが今後の課題だと思います。

石渡会長： 石井委員ありがとうございました。成年後見制度は今、法務省で改正が検討されており、3類型が一元化され必要性の原則に基づいて個々の思いを尊重する流れにすすむことを期待したいです。成年後見制度だけでなく、いろいろな支援を合わせる流れができているということなので、またご尽力いただければと思います。それでは続いて地域移行の関連で土井副会長からお願いします。

土井副会長： 国分寺市の第7期障害福祉計画においても令和8年度末までに、現在入所施設を利

用されている方5名をグループホーム等の利用によって地域移行を目指すとの数値目標が掲げられています。グループホームの事業所としても、入所施設からの地域移行ということは意識しています。過去に当法人においても、国分寺市の方ではありませんが入所支援施設の方の受入れをしたことが数例あります。ただどうしても、日常的に顔の見える関係や名前を知っている関係、目の前の支援をしている関係にある利用者を支えること、そして今地域に暮らしている方をできる限り地域のグループホームでという思いの方が強くなることは隠しきれない現状と思います。入所支援施設に入られて年月が経過している方のケースでは、いつしか知る人がいなくなり、本人や家族も高齢化する、そして大きな生活の変化におよび腰になってしまいます。今でも50名を超える入所待ちがある入所支援施設も珍しくはない中で、せっかく入所できたのに地域に戻ってだめだった時にもう一度施設に戻してくれる保証はあるのかという考えになるのはやむを得ないことです。ここに関して相談支援がという話になるかもしれませんが、遠く離れた入所支援施設で暮らす利用者と地域とのつながりやその絆を握っているのは相談支援専門員や行政であると思います。

先ほど地域移行に対するニーズ調査を実施するという大変前向きな話もありました。目の前にはいなくても静かにあるニーズ、国分寺市に戻ってきたいというニーズが見えないけどあるというのをぜひ調査で掘り起こし、そのケースに対して名前と顔を浮かび上がらせて、市内のグループホーム事業者に見せていく仕組みが肝心だと思います。難しいかもしれませんが、例えば市内のグループホームで連絡会のようながあれば、市内で新規にグループホームを開設する時には、一室分を重度の方や区分6の方でも受けられるように、あるいは入所支援施設の方も希望がある時に受け入れるようにする、法人として何十床かあるその単位に合わせて1人ずつ受け入れるような努力目標等、具体的に共有できる働きかけが必要と考えます。

当法人としても全てではできませんが、課題になっている重度の方、医療的ケアが必要な方、入所支援施設に長くいらっしゃる方に関して、しっかり課題として捉えて取り組んでいきたいと思っておりますし、それが市内全体に広がることできれば嬉しく思います。

石渡会長： 地域移行ということを具体的にグループホームの立場等も含めて検討していただいているのはありがたいと思えました。いろいろな意見をいただきましたが、相談支援部会の伊佐委員よろしいですか。

伊佐委員： 報告書にも書いていますが、相談支援体制というのは計画相談だけでなく、各々の支援機関で日々行われていることだと思います。そこをいかに有機的に連携するかという点で、中山委員からもありましたが普通の姿を知っているのは、通所事業やグループホームのスタッフです。日々の暮らしを支えていますので、今日は嫌がっているや今日は喜んでいるということをつま先にキャッチできるのは現場のスタッフだと思います。そういった情報と計画相談を有機的にいかに取り組んでいくのか、立体的な相談というのができていく必要があると思っておりますので、そこでの連携の必要性があると思います。

重度の方で言葉では伝えられない方の意思決定を支えるという難しさは、親ですらもしかしたら本人の権利を侵害しているのではないかとおっしゃる通り、相談支援専門員の中でも権利擁護と権利侵害は裏表という、よかれと思ってしていることが実はその方の意思に反しているのではという考えを常に持っていたいという意見も出てい

ます。そういった危険性を感じながらも、本人を支えることに関して努力をしていきたいと思えます。

石井委員からありました、後見人が広く決定権を持っていることが本当に正しいのかということは、これから法律的にも個々でカスタマイズするというのができると良いと思えます。相談支援部会でもこのような法律の流れについても勉強していきたいと思えます。

地域移行の部分はさまざまな課題があり、地域の社会資源を整えていく部分では、調査をどのようにして行うかというのも市と意見交換をしています。見えないことを見えるような形で聞き取るためには、どのような質問項目があると良いか、相談支援部会でも深く話し合っていきたいと感じています。

石渡会長： これからの方向性についても期待できるお話をいただいたと思えますので、今後もよろしく願います。相談支援関連はよろしいですか。

それでは続いて就労支援部会について、池田委員願います。

池田委員： 資料2-2の3ページをご覧ください。今年度の就労支援部会の主な取組予定としては四点をあげています。こちらの経過に関して説明をします。

成果・活動から見えてきたことです。障害者の法定雇用率引き上げと支援策の強化で、週10時間から20時間未満の特定短時間雇用等の情報共有および意見交換に関して、立川公共職業安定所より変更点や障害者雇用の現況の説明をいただき、意見交換を行いました。障害者の法定雇用率が令和6年4月から0.2%引き上げられています。また週10時間から20時間未満の障害者に関して限定的ですが、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害の方について0.5カウントとこれまで算定されなかった方が人数としてカウントされるようになりました。この変更により20時間未満の求人が増えるのではという期待をされている方が多くいます。現状として障害者雇用の求人で週10時間から20時間未満の求人が多く出ているかと言いますと、企業の動きは鈍いということ立川公共職業安定所の方から情報として聞いています。障害者雇用における法律や社会状況は変化しています。各事業所における具体的な現状の情報共有を行い、意見交換を今後も行う予定です。

また障害福祉課より、一般企業等に就労している方が就労系の障害福祉サービス事業所を併用して利用できることが、法律として正式に位置づけられたとの説明がありました。今後、併用することで企業に就職できる方が多くなるのであれば、市としても積極的に活用していくことが情報共有されたことから、必要な方が必要なサービスを受けられるように周知をお願いしたいという意見がありました。今後も情報共有をしながら当事者の方にとっても働きやすい、そして企業に対してもメリットのある働き方につながるような支援ができるよう情報共有や意見交換を継続したいと思えます。

国分寺障害者施設お仕事ネットワーク20周年イベントの企画に関しては令和7年3月に開催予定の内容や会場、周知方法等の意見交換を行いました。第3回の就労支援部会が令和7年1月に開催予定ですので、その際にも意見交換を行う予定です。

障害者就労施設の販売機会の拡充に関しては、さまざまな販売機会や市内のイベント、特別支援学校での販売といった情報共有が行なわれました。その中で事業者側がどのような形であれば参加しやすいのか、いかに事業所のハードルを下げられるのか、負担を減らせるのかがポイントになるといった意見があがりました。令和7年1

月に新庁舎が完成しますので、新庁舎でも販売会を行えるよう障害福祉課が手続きを行う予定です。

本日配布の秋のスイーツ&ハンドメイドフェアチラシをご覧ください。10月20日曜日までの10日間、国分寺マルイ4階特設会場でお菓子や作品の販売とワークショップを行う予定です。チラシ裏面にはワークショップの予定も書いています。比較的今までになく広いスペースと聞いています。お時間のある方、近くにお越しの方はぜひお立ち寄りいただければと思います。

国分寺障害者施設お仕事ネットワークは、今年度より立川市の就労継続支援B型事業所がネットワークに加わりました。市外の事業所であっても加わっていただくことで受注能力が高まるといったプラスの要素もあり、現在13の事業所によるネットワークとなっています。今後の活動予定としても、月に1回情報共有をしながら検討する予定です。

就労支援事業所連絡会は就労移行支援事業所に限らず、一般就労を支援する事業所も参加し、各事業所の一般就労に向けた取組状況や課題等の情報共有を行っています。支援者または当事者向けの勉強会開催の声があったため、下半期の連絡会にて開催できるよう現在意見を集約して内容を検討している状況です。

本日配布のぶんじハロウィンのチラシをご覧ください。地域における実習先の開拓がきっかけですが、国分寺市障害者就労支援センターの運営委員会を通じて就労支援センターと就労支援事業所が地元商店街のイベントの参加を今年度予定しています。イベントに参加すること自体が目的ではなく、参加を通して顔の見える関係性を築き、地域への参加や障害者理解、受入れ先の開拓などにつながる取組を行えればと考えています。就労支援センターに登録の方や市内の就労支援事業所に通所されている方、職員と一緒にその地域のイベントの手伝いをする中で、自分たちの地域に参加しているという実感や、また顔の見える関係性になることで今後のさまざまな普及啓発につなげていければと思います。

庁内実習等は上半期に4回開催しています。参加延べ人数は例年よりも多い16名です。今後も就職希望者のニーズに応じて、障害福祉課等と協力しながら、実習機会の開拓・調整を図る予定です。

石渡会長： ありがとうございます。幅広く活動されていると思いましたが、新しい楽しいイベントも含めてご紹介をいただきました。今のご報告との関連で、一般就労と福祉サービスの併用ということに関して、佐々木委員何か情報等ありましたらご発言いただけますか。

佐々木委員： 就労継続支援B型の利用者が辞めずに一般就労ができることは前からありましたが、このあたりを強化する流れが出ていてとても良かったです。雇用率のこともあり、障害者自立支援法ができて以来、就労の部分が大変進んでいるというのを皆さん実感をもたれていると思います。私が運営している事業所は介護保険の事業所と障害がある方の通所施設で運営していますが、この事業所自体でも障害者雇用を積極的に行っています。障害者手帳のある方や何らかのサポートを受けている方、ひきこもりであった方、障害者手帳を一度も取得せず高齢になられた方等を10数名雇用しています。その中でも就労継続支援B型の作業所に行きながら週2日働いている方もいます。福祉サービスを受けながら一般就労の企業とうまく連携していく流れができると良いと思います。障害者雇用を積極的に取り組んでいる企業が多く出てきているの

で、国分寺市も負けていられないと感じており、商工会ともうまく仕掛けをつくり取り組んでいきたいと思えます。

石渡会長： ありがとうございます。10 数名の方が支援を必要としながらも仕事を一緒にしているという話は大変興味深くお聞きしました。国分寺市としての新しい展開があると改めて思いました。それでは、地域活動支援センターの立場から鈴木委員をお願いします。

鈴木委員： 地域活動支援センターでコロナ禍において考えさせられたのは、コロナ禍で仕事が休みになったご利用者がいました。障害特性からも生活リズムを整える点で毎日通う場がないとリズムが崩れてしまいます。そのような特性がある方にこちらで活動を提供することを4、5年取り組んできました。実際コロナが落ち着いてきてその方の利用は少なくなりました。制度的に言うと、一般就労している方でも就労継続 B 型で働ける場所に通うことの意図というのはとてもあると思えます。地域活動支援センターでは、働くというよりもどちらかということと生活リズムを整えるために毎日通うことで、自分の落ち着いた生活を緩やかに暮らしていけるようにといった目的の方はいらっしゃると思います。働く場所とは違うので、その方が通うことで本当は仕事をしたいのにゆっくりのんびり過ごしてしまうと逆にリズムが壊れてしまうという思いも常々あり、本人にとって良い場かという疑問はありました。

一般就労をしている方でも利用できる制度になることで、就労継続 B 型に行って仕事をした方が良いという方にすすめられるのは良いと思えます。利用者にとって地域活動支援センターだとお金が発生しない状況ですので、就労している方がその時お金がもらえないという切実な思いも就労継続 B 型に通うことによって給料をもらえるという経済的な面や、利用者の生活リズムを安定させる部分での良さもあります。雇用する側の企業も安心感という、福祉サービスが使える幅が広がるとそれだけ相談できる場所が増えますし、企業としても社会的リハビリを企業内でするとなるとできないという部分から脱却できるのはとても良い制度だと思えます。働き続けられる環境をつくってあげたら良いと思えますし、地域との連携・強化が福祉サービスを利用することでできたら良いと思えます。地域活動支援センターでやむなく時間を過ごしてきた方がより良い自分の力を発揮できる活躍できる場所ができるのは嬉しいことですし、広がることに期待をしたいと思えます。

石渡会長： ありがとうございます。その方のニーズに応じた多様な働き方もできますし、雇用と福祉の連携に関しての話がありましたが、教育との連携や工賃といったことで、何かお気づきの点があれば山本委員をお願いします。

山本委員： 本校では生徒の進路先選びの参考になるように、各事業所の施設紹介資料を作成して全校児童生徒に配布しています。紹介資料は、各事業所の理念や取組内容、1日の流れ、空き状況なども含めて記入していただいています。その中に工賃を書いている事業所もあり、工賃が高いという理由でその事業所を選ぶ方もいます。ただ進路先選びに関しては、工賃だけではなく事業所の活動内容や理念を見て、その子に合っているか、どのような所に通ったらより幸せになれるかといった観点で選ばれる方が多いと思えます。

石渡会長： ありがとうございます。卒業した最初の進路選択というのはいろいろな影響を与えたいと思えます。工賃だけではないというのは本当にその通りだと思えました。それではさまざまな視点でのご意見をいただきましたが、池田委員何かあればお願いします。

す。

池田委員： ご意見ありがとうございます。改めて皆様のご意見を聞く中で、働くと言ってもいろいろな働き方があるというところや工賃が高い、給料が高いだけではない視点というの、働くにあたり自分自身で考えればよくわかることですが、給料だけではなく環境や働き方、先ほどの相談支援部会の報告であった意思決定支援という点で自分が何を望むのか、どのようなことがしたいのか、その部分は就労支援や相談支援をしていて強く感じる部分です。本人、家族、さまざまな企業が、いろいろな思いがある中で、本人にとってどのような選択や働き方が良いのかということをお皆様の意見を聞きながら、またその選択肢の中に一般就労、福祉就労を二分するのではなく、福祉就労もして一般就労もするという働き方、さまざまな働き方というのが今回の制度の変更で選択肢が増えたことが明確になったのは良かったと思います。自治体により判断が違うという話を耳にすることもありますので、正式な国の指針としてははっきりと出た点は大事なことになると思います。その一方で短時間雇用や、企業側のメリットという部分が、企業側にとっても本人にとってもメリットのある形で働けると良いと思います。働き続けられる環境を整えられると良い点も大変共感できますので、今後も就労支援部会では一般就労のことも考え、福祉的就労、工賃アップの両面から障害者の働く、生活するというのを支えていけるように意見交換をしていきたいと思っております。

石渡会長： 大事なところを丁寧に整理していただきましてありがとうございます。それでは次に、精神保健福祉部会の活動報告をお願いいたします。

毛塚委員： 資料2-2の5、6ページを参照ください。今年度の精神保健福祉部会の主な取組内容を掲げています。活動内容及びスケジュールに関するものもご覧ください。

スキルアップ研修Ⅰは基幹相談支援センターが主催で行っていますが、地域移行支援を掲げた研修ということで精神保健福祉部会も協力しました。居住の場で行う支援に関して、グループホームと訪問看護の活動を報告いただき共有しました。地域移行を進めるにあたり、住まいをサポートする支援がどのようになっているのか、それを共有していくことも必要と考え部会としても協力させていただきました。40名強の参加者があり、国分寺市内の事業所の連携や近隣の国分寺市と関わりのある精神科病院の方も参加いただき、国分寺市の支援の体制を伝える場としても活用ができたと思っております。

6ページの成果・活動をもとに活動の報告をします。地域移行等支援連絡会を定期的で開催しています。連絡会では近隣の精神科病院との連携をどのように行うか、普及啓発に向けた準備をどうすれば良いかについて検討しています。昨年度、一昨年度と2年にかけて退院（支援）意欲喚起のためのツールを作成しました。もともとは精神科病院に入院している市民の方向けではありましたが、支援者の意欲喚起にもつながることも意見としてあり、地域で生活し自立を考えている障害のある方にも活用できるのではないかと意見がありましたので、活用する場の拡充も検討していきたいと思っております。

議題の相談支援体制の充実・強化で報告がありました、当事者の活動の場の拡充にも取り組んでいます。コロナ禍以前に近隣の病院でピアサポーターの活動をしていましたが、コロナにより医療機関としては入院されている方の生命を守るという意味合いもあり活動が途絶えていました。コロナ自体が弱まったわけではありませんが、世

間的に5類になったことで、連携している病院の方からも改めて活用したいとの話を
受け、病院職員向けの研修を行うことになりました。

普及啓発については、近隣市で学生向けに精神保健福祉の普及啓発活動をしている
話を共有し、国分寺市内でも実施できないかと検討を行っています。ここ数年5月頃
に市内の養護教諭の連絡会に参加させていただいているため、研修のパッケージを部
会で作り、部会として学校で精神保健福祉の普及啓発の勉強会ができることを伝えて
いけたら良いのではないかと考えており、研修パッケージの作成を今後検討します。
作成にあたり、今年度三回目の部会で、武蔵野市にある精神障害者の支援団体が行っ
ている市民の心の健康支援事業のインタビューを行う予定で調整をしています。

居住支援に関しては市内の居住支援における現状をヒアリングし、改めて生活の基
盤となる住まいに対しての支援体制の構築の重要性を認識する機会となりました。第
二回の部会で、民間の任意団体で活動をしている方に市内の居住支援の話をお伺いま
した。精神保健福祉部会としては、入院中の方の地域移行も視野に入れての居住支援と
いうこともあり、病院の委員の方に意見を伺いました。入院中で家族のいない方や単
身生活を目指す方の住まい探しについても支援者や自治体側も情報が不足している状
況で、この団体が行っている居住支援の動きは大変有意義であるという意見もありま
した。また、各地での居住支援協議会の設置状況に関する報告もあり、居住支援協
議会があることで市内の居住に関しての支援が進んだという話もお伺いしました。居住支援
を利用するにあたり、退院後の地域移行や市内での生活を整えることに関しては、居
住支援協議会があることで安心して支援が進められるという話もありましたので、ま
ず精神保健福祉部会としては居住支援協議会や居住支援法人の必要性を訴えていき
たいと思います。今後の活動に関しては資料をご覧ください。

石渡会長： ありがとうございます。国分寺市でのピアの活動がさまざまな点で意味がある
と感じました。地域移行に関しても頑張っておられる話がありましたが、このあたりを
踏まえて精神の方の支援をしておられる保健所の立場から、尾形委員をお願いします。

尾形委員： 居住支援ということで、住まいを探すところから住まうということで幅が大き
いかと思いますが、居住支援協議会について保健所ではあまり詳しくない状況です。多
摩立川保健所では六市を管轄しており、この中では立川市が居住支援協議会を設置し
取組をしています。居住支援協議会の課題というのは障害者や高齢者であったり一人
親であったりと、障害者だけではない居住に関する課題を抱えている要配慮者に対し
て支援されています。立川市では、高齢者住まい相談室というところが、高齢者の居
住支援として窓口をつくり、住まいの安心安全について活動して相談の場を担って
います。これらは居住支援協議会の中での位置付けで立川市の住宅課から事業委託を受
けて実施しているようです。保健所で関わっているケースの方でもその事業を利用し
て住まいを探している事例がいくつかあると聞いています。

石渡会長 情報をありがとうございます。居住支援協議会は自治体によって違うかと思いま
すが、私が関わっている所では行政が熱心で成果をあげているので、国分寺市もうま
く動いてくれたら良いと思います。それでは高齢分野の居住支援ということで、地域
包括ケア担当の土井委員をお願いします。

土井委員： 高齢者の住宅に関して、高齢福祉課では公的な政策として行っている部分と、包括
に寄せられている相談に関して紹介します。

まず相談は、包括で高齢に伴う身体的な面での相談で、今まで住み慣れていた家に

住み続けられないことが出ています。坂道が多いということや玄関に行くまでに階段が多いといった課題が出ています。屋内では介護保険の住宅改修がある程度使えますので、介護保険外の施策も合わせてケアマネジャーのコーディネートで使っている方が多いですが、カバーしきれない部分の住環境と身体的な面での悩みがあり、環境により住み続けることが難しいと把握しています。立ち退きや取り壊し等での転居を迫られる相談もあり、早くから身内の方が関わり準備されている方も多いと認識していますが、準備が遅れてという方は直接や居住支援法人の方からの相談があります。また認知症になられた方で、高齢者の方は防犯の意識が高く、オートロックやセキュリティがある程度あるところに住んでいる方が、操作方法がわからなくなったり、緊急時に開けられなくて困ったりといった課題もあります。救急車を呼んでもすぐに入れなかったという相談もあり、そのような面での課題もあると思います。

保証人に関しては、東京都や市で保証人の制度があります。市の制度は一人暮らしや高齢者世帯、困窮しているといった要件があります。そこがクリアされたり、民間の身元保証を使う方もいますが、結局誰がキーパーソンなのかという点で、親族が近くにいないことや高齢者であることで、誰もいないとなると、包括の職員やケアマネジャーが大変だと聞いていますので、そのあたりの課題が少しあると思います。

住宅確保事業では、アパートやシルバーピアという東京都の事業があり、市でも関わったことがあります。火災で家が焼けてしまった方で、直近で市のアパートに入居された方がいます。そのような事業もありつつ一般の住み慣れた場で住んでいただくための課題も増えていることを認識しています。

石渡会長： 高齢分野の情報をいろいろと提供していただきありがとうございました。

これまでのご意見も踏まえて、毛塚委員から何かありましたらお願いします。

毛塚委員： ご意見ありがとうございました。立川市が近隣市の中では大変精力的に居住支援を取り組んでいる印象があります。居住支援法人自体が国分寺市にはないので、地域により立川市の事業所に依頼をしている実績があります。国分寺市内で居住支援に困っている地域の事業所は障害分野でも高齢分野でもあり、近隣の居住支援法人に依頼している状況も把握しています。地元に住居支援法人や協議会があれば、困っている地域の事業所が相談し、そこで国分寺市の居住支援に関して改めて課題の共有ができ、課題をどのようにするかという流れができるかと思います。障害に限らず高齢の分野でも居住について課題があるのは明確になっていると思います。

また、国分寺市自体に身元保証の制度はあるのですが、その制度自体の利用が難しいという意見も伺っています。詳細は市の情報から見ていただければと思いますが、契約間近になった時でないといけない仕組みになっているので、保証人が元々いないため門前払いをされていても、契約まで行かないと制度として使えないという建付けの矛盾が生じている現状もあり、居住が確保できないという課題も地元の事業所とのやり取りの中で明るみに出ている部分もあります。制度自体を課題として、どのように解決していくかも改めて自立支援協議会で協議できたらと思います。行政の各部署からも実は支援の中でこのような困りごとがあるということを知ることでもあります。地域の事業所が市民の方の支援をする時に行政の方と一緒にタッグを組んで取り組んでいる中でもお互いに困りごとを共有していることも付け加えたいと思います。

石渡会長： ありがとうございました。行政との連携に関しても話がありましたが、事業所の力になるという点で、空き家対策と連携して空き家をグループホームにし、資金面も含

め行政がバックアップをして安定した暮らしをしている話も聞いています。地域移行を考え進めていく時には居住というのが大きなテーマになりますので、この問題は継続して自立支援協議会でも重要なテーマになると感じました。

各専門部会から報告がありましたが、何かここを聞きたいとか、追加のこと等あります。それでは、私はここで途中退席いたしますので、土井副会長進行をお願いします。

土井副会長： 石渡会長はここで退席されますので、以降の進行を私の方で努めさせていただきます。次は3番報告等になります。まず1番の令和3年度から5年度障害者計画等の評価報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和3年度から5年度の障害者計画実施計画等の障害者施策推進協議会での評価状況を報告します。計画の進行管理及び評価に関しては、今年度の6月14日付で市の附属機関である障害者施策推進協議会に諮問して、3回にわたりご意見をいただきました。直近では10月の4日に開催し、まもなく答申書をいただく段階になります。

配布資料の3-1、国分寺市障害者計画実施計画達成状況評価報告書についてです。A3資料の1ページをめくり裏面の2ページをご覧ください。こちらは障害者計画の施策の体系図となります。一番右の重点事業数を全部足し合わせて54ですが、こちらに関して各々評価を行い、さらに表左、評価と同じ表の一番左の基本目標の次の列にある九つの分野ごとに評価を行っています。

さらに1枚めくり裏面の4ページをご覧ください。こちらは令和3年度から令和5年度の達成状況評価総括表となります。令和5年度は、障害者計画実施計画の最終年度にあたります。令和5年度に関しては令和3年度からの3カ年の達成状況を踏まえ達成状況評価としています。九つの分野のうち目標以上に達成した評価の分野は二つあります。おおむね達成した評価の分野は七つとなります。

A評価であった二事業のうち、基本目標3 自分らしい働き方への支援の分野のうちの雇用・就業の評価のポイントを紹介しますと、市内の就労定着支援事業が令和5年11月に2ヶ所、令和6年1月に2ヶ所、合計3ヶ所が新規に開設され、一般企業への障害のある人の雇用と定着に向けた環境整備が進められています。また、障害者就労支援センターの利用登録者数が年々増加しており、個々の状況に応じた就労定着支援が進められています。その他市における就労支援施設等からの優先調達実績総額が過去最高の実績となり、優先調達の推進が図られていることがあげられました。

もう一つのA評価に関してです。基本目標4の分野の1 情報アクセシビリティの評価のポイントに関しては、ユニバーサルデザインに配慮した市報に見直されています。また、令和5年度には障害者基幹相談支援センターにおいて障害のある方向けの防災情報まとめサイトを作成し、本サイトは国分寺市広報番組ぶんぶんチャンネルで広報されるなど、障害のある人が円滑に地域の情報を取得できる環境整備が進められていることがあげられました。

5ページ以降に関しては、事業ごとの実績と評価を記載していますが、本日は時間の兼ね合いもありますので割愛します。

続きまして、資料の3-2に移ります。こちらについては、障害福祉計画・障害児福祉計画の評価となり、七つの成果目標に対する評価を記載しています。障害福祉計画・障害児福祉計画も令和5年度が最終年度となり、3カ年を経て目標を達成することができたかを評価します。

2ページをご覧ください。七つの成果目標の一点目、福祉施設の入所者の地域生活への移行の評価のポイントですが、地域生活できる環境整備が進み、新規の施設入所者が少なかったことで、施設入所者数は目標数値を大幅に上回ったことから、おおむね達成したB評価としています。

二点目、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築です。こちらは地域自立支援協議会の専門部会である精神保健福祉部会を地域包括ケアシステムの協議の場として位置付け定期的開催しています。また作業部会である地域移行等支援連絡会も定期開催し、病院との連携が図られていることからおおむね達成したB評価としています。

三点目、地域生活支援拠点等が有する機能の充実です。相談支援事業所2ヶ所とミドルステイを実施するグループホーム1ヶ所が地域生活支援拠点に加わり、地域生活支援拠点機能の強化・充実が進んでいることから、目標を達成したA評価としています。

次の3ページです。成果目標四点目、福祉施設から一般就労への移行等です。一般就労への移行者数は減少し、目標数値を達成することができませんでした。また、定着支援についてはこれまで市内に就労定着支援事業所が三ヶ所新規開設されましたが、いずれも目標数値を達成することができませんでした。以上のことから目標を下回ったため、C評価としています。

続いて五点目、障害児支援の提供体制の整備等です。重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の新規開設に至ったこと、また医療的ケア児に関するコーディネーターの配置状況や、医療的ケア児支援関係者会議を活用した医療的ケア児等への支援状況を踏まえ、目標以上に達成したA評価としています。

次の4ページをご覧ください。成果目標六点目、相談支援体制の充実・強化等です。地域生活支援拠点である障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所が連携して支援困難事例等について情報共有が図られており、また課題検討が行われるなど、総合的、専門的な相談支援体制の実施に向けた取組が継続されていることを踏まえ、目標以上に達成したA評価としています。

最後に七点目、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築です。障害福祉サービス等事業者に対する指導検査や集団指導が適切に継続されていること、また人材育成及びサービスの質の向上への取組状況を踏まえ、目標以上に達成したA評価としています。

5ページ以降は障害福祉サービス等の実績を示していますが、本日こちらの説明は割愛します。報告事項(1)令和3年度から5年度の障害者計画等の評価報告について以上です。

土井副会長： ありがとうございます。続きまして(2)令和6年度に制度改定のあった事業に関して事務局よりお願いします。

事務局： 資料4、令和6年度の制度改正のあった事業に関して、まず一点目が障害者等日常生活用具支給事業で、こちらは総合支援法施行令の改正に伴い補装具の所得制限が撤廃されたことを受け、類似する事業である日常生活用具の児童への支給についても所得制限を撤廃する内容です。同じ日常生活用具の支給の事業で、併せて種目の一部の支給の緩和の改正を行っています。点字ディスプレイの手帳の要件が視覚障害の程度が2級以上かつ聴覚障害の程度が2級であったものを視覚障害の程度が2級以上、視

覚のみの障害という形で改正をしています。点字器の種目については、年齢制限 18 歳以上で手帳要件が視覚障害の程度 2 級以上かつ聴覚障害の程度が 2 級としていたものを、年齢要件が学齢期以上、手帳要件を視覚障害の程度が 6 級以上と改正しています。こちらは日常生活用具の支給決定を 4 月に半年間分支給決定していることを踏まえまして、施行時期は令和 6 年 10 月 1 日からとしています。

続いて二点目、障害者等住宅設備改善費給付事業です。こちらは日常生活用具の一つの項目である居宅生活補助動作、いわゆる住宅改修の事業を補完する制度として設定している事業です。日常生活用具の児童への支給所得制限撤廃に合わせて、児童への住宅設備改善費支給に係る所得制限も撤廃といった改正をし、こちらの施行時期も令和 6 年 10 月 1 日となります。

三点目、中等度難聴児補聴器購入費助成事業です。こちらは東京都の制度に基づき実施をする自治体が各自規則を定めて実施しています。東京都の事業の要領が変わり、補聴器購入助成に係る所得制限を撤廃したという改正を行いました。また基準額の改正を行いました。東京都の要領の改正内容に合わせて、市の中等度難聴児補聴器購入費助成についても制度の改正をしたもので、こちらは令和 6 年 4 月 1 日からの施行としています。

土井副会長： ありがとうございます。続きまして (3) ニュースレター No.15 の発行について事務局より説明をお願いします。

事務局： お手元にありますニュースレターの No.15 を発行したことを報告します。今回の表紙は就労継続 B 型事業所の紹介をしています。中ページの特集は、ちょうど 2 年前の No.11 でも相談支援事業所の紹介をしていますが、この 2 年間で事業を廃止した事業所や新たに開設した事業所がありましたので、改めて現在の相談支援事業所の紹介を掲載しています。

土井副会長： ありがとうございます。(4) 国分市立こどもの発達センターつくしんぼの児童発達支援センターへの移行について、前田委員より説明をお願いします。

前田委員： これまでも報告していますが、こどもの発達センターつくしんぼの児童発達支援センターの移行について進捗状況を報告します。令和 6 年 7 月から、児童発達支援センターの設備基準に適合するように改修工事を行ってきました。その工事と検査が終了しまして、11 月の開設に向けて東京都の指定を受けるための手続きを進めています。児童発達支援センター移行後には、これまで実施してきた児童発達支援事業、こちらは週 5 日実施のクラスになります。そちらに加えて保育所、幼稚園等を利用している児童を対象として、週 1 日実施の児童発達支援事業のクラスを新設します。その他、保育所や幼稚園等にセンター職員が訪問して発達の支援を行う保育所等訪問支援事業を実施します。また、これまで民間委託の方向性で進めてきましたつくしんぼの相談支援事業所については当面の間、直営で実施することとしましたので報告します。

この間、利用者や関係者の皆さまには大変ご心配をかけましたが、今後人員配置を整え運営していきますのでよろしくお願いいたします。児童発達支援センターへ移行し、これまで以上に地域の発達支援の中核的な施設として、利用者や関係機関から信頼される施設として運営していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

土井副会長： ありがとうございます。続いて 4 番情報提供等です。(1) 令和 6 年度障害者週間行事について事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和 6 年度の障害者週間行事について情報提供です。先ほど紹介がありました自立

支援協議会のニューズレターNo.15 裏面の左側をご覧ください。一番早いイベントですと、11月15日からのニコニコアート展を皮切りに、市内各所において障害者週間行事関係のイベントを行います。12月1日の日曜日は、リオンホールで午前中はニコニコアート展とこども作文コンクールの表彰式が行われ、映画上映会を開催します。その他セレオ国分寺では、11月29日よりスイーツ&ハンドメイドフェアも開催します。ご都合のつく方はぜひ参加ください。よろしくお願いします。

土井副会長： ありがとうございます。続きまして(2)国分寺市障害者基幹相談支援センターネットワーク研修、虐待防止研修について事務局より説明をお願いします。

事務局： 本日配布しているチラシ二枚に関して説明します。まず、「共生型サービスを通して高齢分野と障害分野の連携を考える」というテーマで高齢分野と障害分野の連携研修を行います。こちらは10月31日木曜日、午後1時30分から午後4時30分、cocobunji リオンホールで開催します。今回は市内で共生型サービスを行っている3事業所の管理者をお迎えし、事業の説明や共生型サービスを通して障害分野との連携をシンポジウム形式で行います。まだ受付をしていますので、申込みいただけたらと思います。併せて水色のチラシですが、今年度の基幹相談支援センターが実施する研修のお知らせになります。まず支援者向け虐待防止研修を12月13日金曜日、午後6時15分から8時15分まで開催します。こちらはcocobunji リオンホールとオンラインのハイブリッド形式で行います。今回のテーマは強度行動障害のある方の支援について、虐待防止に絡めてお話いただく予定です。虐待防止研修は各事業所の悉皆研修になっていますので、ぜひこの機会に活用ください。また令和7年2月5日水曜日、午前9時半から12時で児童に関するネットワーク研修をリオンホールで開催します。児童というテーマではありませんが、児童本人だけではなくその家族も含めた支援についてお話いただく予定です。支援者向け虐待防止研修とネットワーク研修Ⅲは、後日チラシ等配布しますのでぜひご参加ください。

土井副会長： ありがとうございます。続いて(3)万葉の里オープンデイについて伊佐委員より説明をお願いします。

伊佐委員： 万葉の里オープンデイを10月13日日曜日の午後1時から午後3時までの短い時間ですが開催します。場所は国分寺市障害者センターです。普段見られない部屋を見ていただけたらと思います。チラシには書いていませんがショートステイの部屋を開放しますので、実際ショートステイがどのような部屋か見学されたい方もぜひいらしていただけたらと思います。オープンデイは昨年より利用者がホストとなり地域の方と交流することをメインのテーマにしています。普段活動している延長線上で市民の方と交流できたらと思いますので、皆さまお越しいただけたらと思います。インスタグラムを始めており、毎日利用者が作ったカウントダウンのポスターを掲載していますのでぜひご覧ください。よろしくお願いします。

土井副会長： ありがとうございます。続いて(4)精神保健福祉講座について毛塚委員より説明をお願いします。

毛塚委員： 毎年市民向けに精神保健福祉講座を開催しています。今年度は令和7年1月25日土曜日、cocobunji リオンホールBにて行う予定です。内容は居住支援に関する話をしようと思っています。精神障害者の方が病院から退院をして、住まい探しのことや住んで以降の大家や近隣の方とのやりとりでの課題も法人として捉えており、市民の方にもお伝えする機会として行う予定です。詳細が決まりましたらまたご連絡しま

すのでよろしくお願いいたします。

土井副会長： ありがとうございます。続いて（5）障害者雇用セミナーについて説明をお願いします。

池田委員： 障害者の雇用促進に向け、当事者、家族、企業、就労支援機関、関係機関の方向けに障害者雇用セミナーを年1回開催しています。今年度は令和7年1月25日土曜日、午後3時から cocobunji プラザリオンホールで開催予定です。チラシ等完成しましたら改めてお知らせしますので、お時間のある方はぜひご参加ください。どうぞよろしくお願いいたします。

土井副会長： ありがとうございます。他に情報提供のある委員の方いらっしゃいますか。松崎委員をお願いします。

松崎委員： 10月26日土曜日の朝9時45分から12時まで、「家族のあり方・関係性を考える会」というセミナーを実施する予定です。家族のあり方や家族が協力してくれない、発達にでこぼこがあってお子さんとどう関わると良いか、兄弟との関わり方や疲れを感じている保護者もいらっしゃると思いますので、そのような家族のあり方や関係性について一緒に考えていくものになります。興味のある方がいらっしゃいましたらチラシを持参していますので、ぜひお声がけいただければと思います。よろしくお願いいたします。

土井副会長： ありがとうございます。他よろしいですか。白木委員をお願いします。

白木委員： 10月15日号の市報に掲載されますが、難病の会の学習会を行います。内容は難病を多くの人に知っていただくということと、難病の方自身がどこへ相談して良いかを中心とした学習会で、場所は都立多摩図書館のセミナールームで行います。11月9日土曜日午後1時半から2時間ほど実施する予定です。市報に掲載されますし、公民館等にはチラシを置く予定でいますので、ぜひ参加いただければと思います。

土井副会長： ありがとうございます。他はよろしいですか。よろしければ次の次第に移ります。事務連絡です。次回開催日程について事務局よりお願いいたします。

事務局： お手元にございます次第をご覧ください。次第の右下に記載がありますが、今回は令和7年3月26日水曜日午前9時半から12時、場所は cocobunji プラザリオンホール A を予定していますのでよろしくお願いいたします。また委員の皆さまにおかれましては、現在の委員の任期が令和7年6月30日までとなっています。次年度の会議の1回目は7月以降の開催を予定しているため、今回の会議が任期中最後の会議となりますのでよろしくお願いいたします。最後にお車でいらっしゃいました委員の方は駐車券をお渡ししますので、事務局までお声がけください。

土井副会長： ありがとうございます。それでは、令和6年度第2回国分寺市障害者自立支援協議会を終了します。長時間にわたりましてご協力ありがとうございました。